

三鷹市通訳・翻訳ボランティアサービス制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、三鷹市（以下「市」という。）内に住所を有し、又は市内の学校に在学する外国籍市民等で日本語による情報の理解に支障があるものに対して、市が主体となってボランティアによる通訳・翻訳サービス（以下「通訳・翻訳サービス」という。）を提供することにより、外国籍市民等が円滑な社会生活を営めるよう支援するとともに、地域の国際化を推進することを目的とする。

（実施主体）

第2条 市は、財団法人三鷹国際交流協会（以下「M I S H O P」という。）と協力して、通訳・翻訳サービスを実施することにより、前条の目的の達成に努めるものとする。

（管理及び運営）

第3条 市は、通訳・翻訳サービスに関する業務の管理及び運営をM I S H O Pに依頼し、M I S H O Pは、通訳・翻訳サービスに係るボランティアの登録、利用の受付、次条第2項の規定により登録されたボランティア（以下「登録ボランティア」という。）の派遣及びデータの保管等を行うものとする。

2 M I S H O Pは、通訳・翻訳サービスを実施するうえで知り得た情報は、厳正に管理し、第1条の目的以外には使用しないものとする。

（ボランティアの登録）

第4条 通訳・翻訳サービスに係るボランティアに登録しようとする者は、当該登録をしようとする者本人が三鷹市通訳・翻訳ボランティア登録用紙（様式第1号）をM I S H O Pに提出するものとする。

2 M I S H O Pは、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し通訳・翻訳ボランティアとなることを適当と認めるときは、通訳・翻訳ボランティアとして登録するものとする。

3 前項の規定により登録された登録ボランティアの登録期間は、当該登録の日から登録ボランティアが当該登録の抹消をM I S H O Pに申し出た日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、M I S H O Pは、登録期間中の登録ボランティアであっても、登録ボランティアとして不適当と認めるときは、当該登録を取り消すことができるものとする。

5 登録ボランティアは、その登録事項に変更があったときは、遅滞なくM I S H O Pに届け出なければならない。

（登録ボランティアの登録の要件）

第5条 通訳・翻訳サービスに係るボランティアに登録できる者は、M I S H O Pの会員に限らず、国際交流の推進に熱意を持ち日本語及び外国語を通訳し、又は翻訳する能力を有するものとする。

（登録ボランティアの活動地域及び内容）

第6条 登録ボランティアの活動する地域は、原則として市内又は市に隣接する市若しくは区内とする。

（登録ボランティアの責務）

第7条 登録ボランティアは、外国籍市民等の立場で任務を遂行するとともに、次のことを守らなければならない。

(1) M I S H O Pからの派遣要請があったときは、誠意を持って協力すること。

(2) 利用者の意志を正しく伝えるよう努めること。

(3) ボランティア活動を行ううえで知り得た秘密を漏えいしないこと。

(利用対象)

第8条 通訳・翻訳サービスの利用対象者及び団体は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有し、又は市内の学校に在学する外国籍市民等

(2) 前号に掲げるもののほか、市及びM I S H O Pが適当と認める者又は団体

(申請)

第9条 通訳・翻訳サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、三鷹市通訳・翻訳ボランティアサービス利用申請書(様式第2号)をM I S H O Pに提出しなければならない。

(登録ボランティアへの派遣依頼)

第10条 M I S H O Pは、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、登録ボランティアの中から最適な者に連絡を取るものとする。ただし、申請者の希望にそう者がいないときは、速やかにその旨を申請者に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた登録ボランティアは、速やかに通訳・翻訳サービスに対する協力要請の可否を報告するものとし、承諾するときは、申請者に対して速やかに連絡を取り、以後の調整が円滑に行えるよう努めるものとする。

3 申請者及び登録ボランティアの間で折り合いがつかないときは、双方からM I S H O Pに報告し、M I S H O Pは、申請者の希望にそう登録ボランティアを派遣するよう努めるものとする。

(利用者の費用負担)

第11条 利用者から登録ボランティアへの謝礼は、無償とする。ただし、交通費、入場料、駐車料金その他登録ボランティアが通訳・翻訳サービスに係るボランティア活動(以下「ボランティア活動」という。)に要する経費は、利用者が負担するものとする。

(活動報告)

第12条 登録ボランティアは、ボランティア活動が終了したときは、三鷹市通訳・翻訳ボランティア活動実績報告書(様式第3号)によりM I S H O Pに対して報告しなければならないものとする。

(保険の加入)

第13条 M I S H O Pは、登録ボランティア全員を傷害保険及び損害賠償保険(ボランティア保険)に加入させるものとする。

2 前項の保険に係る保険料は、M I S H O Pが負担するものとする。

(危険負担)

第14条 登録ボランティアは、ボランティア活動を行うに当たり、利用者と当該活動の内容等について事前に協議をし、意志の疎通を図るものとする。

2 M I S H O Pは、登録ボランティアがボランティア活動を行ううえで生じた問題の責

任を登録ボランティアに負わせない旨の事前の了解を利用者から承諾書（様式第4号）により得ておくものとする。

- 3 ボランティア活動中の事故等については、前条の保険で当該事故等により受けた損害を補償するものとする。

（禁止事項等）

第15条 登録ボランティアは、ボランティア活動を営利活動又は第1条の目的以外に行ってはならない。

- 2 MISHOPは、前項に規定する禁止事項に該当する事実が判明したときは、ボランティア活動を中止し、関係利用者の以後の通訳・翻訳サービスの利用を禁止し、適切な処置を取ることができるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市及びMISHOPで協議のうえ、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年2月3日から施行する。